

○京丹波町文化賞表彰規程

平成22年3月2日
教育委員会告示第1号

改正 平成30年8月16日教育委員会告示第4号

(目的)

第1条 この規程は、京丹波町の文化の向上発展に寄与し、特に顕著な功績をあげた者若しくは団体を表彰することにより、町の文化の振興と発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において文化とは学術（自然科学、人文科学）、芸術（文芸、美術、音楽、舞踊、演劇、書道、写真、工芸、建築等）及び教育（学校教育、社会教育。ただしスポーツは除く。）をいう。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 文化賞
- (2) 文化功労賞
- (3) 文化精励賞
- (4) 文化奨励賞
- (5) 輝き賞

(表彰の基準)

第4条 前条に掲げる表彰の種類及び基準は、別表により定めるものとする。

(被表彰者)

第5条 文化賞の被表彰者は、次に掲げる各号のいずれかの者とする。

- (1) 京丹波町内に在住する者
- (2) 京丹波町内に所在する事業所若しくは、学校に勤務又は在学する者
- (3) 京丹波町内に所在する文化活動団体等

(表彰の時期)

第6条 表彰は、毎年3月に行うものとする。ただし、特別の理由により他の時期に表彰することが適当と認める場合は、この限りでない。

(表彰を行う者)

第7条 表彰は、町長が行う。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、表彰状及び記念品を授与し行う。

2 故人に対する表彰は、遺族に授与して行う。

(推薦手続き)

第9条 第3条のいずれかに該当し、表彰することが適当と認められる者があるときは、関係機関、関係団体又は学校の長が、教育委員会に推薦することができる。

2 前項の推薦は、毎年1月末日までに表彰推薦書（様式第1号）のほか、個人の場合は個人調書（様式第2号）を、団体の場合は団体調書（様式第3号）を添えて行うものとする。

(審査及び決定)

第10条 前条の推薦書が提出された場合は、京丹波町文化賞選考委員会で審査し、教育委員会が決定する。

2 選考委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が必要に応じ委嘱する。

- (1) 町内の学校長の代表
- (2) 社会教育委員の代表
- (3) 文化協会役員の代表
- (4) 文化財保護委員の代表
- (5) 学識経験者

3 審査運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、京丹波町文化賞の表彰に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年教育委員会告示第4号)

この告示は、平成30年9月1日から施行し、平成30年1月1日から適用する。

別表 (第4条関係)

表彰の種類	表彰の基準 (いずれか1つに該当すること)
1 文化賞	(1) 学術、芸術若しくは教育にかかる全国規模の 展覧会、発表会等において、特に優れた評価を受け た個人又は団体 (2) 学術、芸術若しくは教育にかかる業績が、町 の文化の向上と発展に貢献し、その功績が顕著であ る個人又は団体
2 文化功労賞	(1) 学術、芸術若しくは教育にかかる全国規模の 展覧会、発表会等において、特に優れた評価を受け た個人若しくは団体の指導及び育成に努めた指導者 又は育成団体 (2) 学術、芸術若しくは教育について、概ね15 年以上にわたり個人若しくは団体の指導及び育成に 努め、その功績が顕著である指導者又は育成団体 (3) 学術、芸術若しくは教育について、概ね15 年以上にわたり取り組んだ業績が、町の文化の向上 と発展に貢献し、その功績が顕著である団体
3 文化精励賞	学術、芸術若しくは教育について、概ね15年以上 にわたり取り組んだ業績が、町の文化の向上と発展に 貢献し、他の者の模範となった個人
4 文化奨励賞	(1) 学術、芸術若しくは教育にかかる京都府若し くは近畿圏規模の展覧会、発表会等において、特に 優れた評価を受けた個人又は団体 (2) 学術、芸術若しくは教育にかかる業績が、町 の文化の向上と発展に貢献し、その功績が優れたも のである個人又は団体
5 輝き賞	学術、芸術若しくは教育にかかる京都府若しくは近 畿圏規模の展覧会、発表会等において、特に優れた評 価を受けた、若しくは同等の成果をあげた幼児、児童 又は生徒若しくは学校